

26
(2)

牌

別紙二

東京地裁昭和三〇年(ワ)第二九一四号

神子夏次

原告 下田 隆 一

外二名

被告 国

昭和三十一年八月一日

被告指定代理人

堀内 恒雄
平田 胤明
鳴原 久男

男 明 雄
代

東京地方裁判所民事第二十四部

御 中

準備書面(第二)

原四草

初五草

表記事件につき被告は左の通り弁論を準備する。

一、被告は、原子爆弾の使用をもつて未だ国際法違反とは断定できないとの理由により、本件のような原爆投下が直に損害賠償請求権を発生せしめるとの見解を否定せざるを得ないが、仮に原告等に右の請求権があるとしてもそれは実現性のない観念的抽象的なものといわねばならないと主張してきた（答弁書被告の主張第二項）。しかし、更に正確に言えば、仮に原爆投下が国際法に違反するとしても、そのことから直に被害者たる原告等に損害賠償請求権が発生するものではないとの理が先行するといわなければならぬ。以下この点について明らかにする。

すなわち、仮に原爆投下が国際法に違反するとすれば、それによつて発生した損害に対し加害国たる米國は国際法上の

損害賠償義務を負うものと解されるのであるが、その名宛人即ち米国に対し損害賠償を請求しうる地位にあるものは、日本国であつて被害者たる原告等個人ではない。何となれば、個人は原則として国際法上権利主体たり得ないし、一部の学説が説くように、時として個人が国際法上の権利主体となることがあるとしても、それは条約その他国際法規上その旨の規定があるとか又は個人に国際裁判所への出訴権が認められた場合に限られるのであるから、戦斗に関する国際法規にそのような規定もなく、またいかなる個人も国際裁判所への出訴権を認められていない現在では、原告等個人に国際法上の損害賠償請求権が発生するいわれがない。このような国際法違反の場合には、被害者の属する国が加害者に対して損害賠償請求権を行使することになるのであるが、この場合の請求

は、被害者個人に代つてするのではなく、被害者の属する國自体が自らの立場においてなすものであり、また、賠償を得てもこれを被害者に分配すると否と、分配の方法等についてはその國が独自に決することである。従つて、それはその國の國內政治或は立法上の問題にはなつても、被害者が當然に賠償金を取得した自國に対して賠償金支払の請求権を取得するものではない。

三 原告等は、被告が答弁書において、仮に原告等に損害賠償請求権があるとしても、それは実現の可能性のない抽象的觀念的なもので権利たるに値しないものであると主張するのに対し、例を國內法上の問題にとり、権利の行使実現を困難とする貧困なる権利者にとつても屢々任依を弁護士の出現によつてその権利の行使がなされうるから、権利

實現に困難があるからとてそれが権利として保護するに値しないものということはできないと主張される。

しかし、原告等の例示される国内法上の権利はすでに法律上實現の方法が保障されていて、単に事実上その實現が困難な状態にあるにすぎない場合であつて、このような国内法上の権利と本件のように實現の方法につき法律上も事実上も全く保障されていない国際法上の損害賠償請求権なるものとを同一視することは到底できない。すなわち、前述のように、仮に原告等に原爆加害国や加害者個人に対する損害賠償請求権があるとしても、その請求権なるものは、国際法上のものであるから、これが實現の爲には先づ外交交渉に依り、それで話し合いがつかなければ国際裁判所へ出訴するという方法を講ずべきであるが、原告等個人には外交交渉の権能なく、

国際裁判所への出訴権もないのであるから、結局、右のような原告等の請求権なるものは実現の方法の全く保障されていないもので、原告等の例示する国内法上の権利とは本来その性質を異にするものといわなければならぬ。

三、原告等は、原告等の原爆加害国や加害者個人に対する損害賠償請求権は、平和条約第一九条によつて放棄されたものであるが、右請求権は、同条約締結に際し高く評価され、日本の米国に対する賠償に充てられたものと解すべきであると主張される。

しかし、平和条約第一九条によつて放棄された請求権の中に、一般に国民個人の米国及び米国民に対する請求権が含まれると解するとしても、先づ、右の二に述べた理由により、それも原告等にはこのような請求権がないのであるから、平

和条約によつて放棄されるいわれがなく、次に、仮に原告等に右請求権があるとしても、右のニ及び答弁書において述べた理由によりその請求権なるものは実現の可能性のない抽象的觀念的なもので権利の名に価しないものであるから、それが平和条約によつて放棄されたとして、放棄の前後によつて権利の効力に変更を生ずるものでもない、従つて放棄によつて原告等の権利が侵害されるいわれがない。また、以上のように、原告等の請求権なるものはもともと発生しなかつたか或は発生したとしても権利の名に価しないような抽象的觀念的なものであるから平和条約締結に際しそれが高く評価された事實はないし、また日本国の米国に対する賠償に充てられたものと解すべきでもない。